

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障害の状態 (平成 年 月 日 現症)

Table with columns for joints (shoulder, elbow, wrist, hand, hip, knee, ankle) and movement types (flexion, extension, rotation). It is divided into right and left sides.

股関節屈曲位は次の何方ですか
1 膝屈曲位
2 膝伸展位

Table for limb lengths (四肢長及び四肢囲) with columns for upper arm, forearm, hand, lower arm, thigh, and lower leg, split into right and left sides.

Table for daily life (日常生活における動作) with columns for right and left sides. Includes a section for judgment of the need for assistive devices (補助用具を使用しない状態で判断してください).

Table for assistive device usage (補使用具状況) with columns for upper limb, lower limb, and other items, and a section for detailed usage notes.

Table for other mental/body condition (その他の精神・身体障害の状態) with columns for speech and conversation status.

Table for current daily living ability (現症時の日常生活活動能力及び労働能力) with a note to judge without assistive devices.

Table for future (予後) with a note to enter necessary information.

Table for remarks (備考).

上記のとおり、診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称
所在地

診療担当科名
医師氏名

印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕

- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑫の欄の「脊柱の他動可動域」、⑬の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑭の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(裏面へつづく)

(3) ⑦の欄の「関節運動筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。

正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合

やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合

半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合

著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合

消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合

(4) ⑧の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上腸骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕囲、前腕囲、下腿囲はその最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を測ってください。

(関節可動域測定参考図 ※各図には、基本肢位0°に対する参考可動域を記載しております。)

